

天草地域自立支援協議会 規約 (改正案)

(設置)

第1条 天草地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第89条の3に基づき、天草市、上天草市及び苓北町の2市1町により共同して設置する。

(目的)

第2条 障害者基本法第3条に掲げる基本的理念を尊重しつつ、天草地域における障がい者（児）の生活の質の向上を目指し、関係団体等が連携を深めることにより、福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この規約において、委託相談支援事業者とは、天草地域が共同で各市町で実施している障害者総合支援法第77条第1項第3号に規定する事業（以下「委託相談支援事業」という。）の委託を受けた指定特定相談支援事業者のことをいう。

2 この規約において、天草地域とは天草市、上天草市及び苓北町（以下「2市1町」という。）のことをいう。

3 この規約における用語の意義は、前項に定めるもののほか、障害者総合支援法及び児童福祉法の例による。

(協議事項)

第4条 協議会は、第2条に掲げる目的を達成するため、次の各号について協議する。

- (1) 地域の関係機関によるネットワーク構築
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整（当該事例の支援関係者等による個別支援会議等を必要に応じて随時開催するものとする。）
- (3) 地域の社会資源の開発及び改善
- (4) 委託相談支援事業の評価
- (5) 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画について
- (6) その他必要と認められる事項

(構成)

第5条 協議会は、次の各号に該当する関係団体等であって、別表1に掲げる(1)～(7)団体の代表により構成する。

~~(1) 指定相談支援事業者~~

~~(2) 障がい福祉サービス事業者~~

~~(3) 保健・医療関係者~~

~~(4) 教育関係者~~

~~(5) 障がい者関係団体~~

~~(6) 雇用関係機関~~

~~(7) 各種相談員及び民生委員児童委員~~

~~(8) 行政機関（天草広域本部）~~

(役員)

第6条 協議会に会長1人、副会長1人、会計1人及び監事2人を置く

2 会長、副会長は、委員の互選により定める。

3 会計及び監事は、会長が指名する。

- 4 会長は、協議会の会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時はその職務を代理する。
- 6 会計は、協議会の収支に係る会計を行う。
- 7 監事は、協議会の業務執行及び会計の状況を監査する。
- 8 会長、副会長、会計及び監事の任期は3年とする。ただし、再任をさまたげない。
- 9 役員に交代があるときは、同団体の次の代表者が引継ぎ、任期は前任者の残任期間とする。

(全体会議の開催)

第7条 全体会議は、会長が招集するものとし、年1回以上開催する。ただし、特に必要と認められる場合は臨時に開催することができる。

- 2 全体会議は、第8条から第10条に定める会議等により挙げられた課題の解決について、運営会議又は行政機関への提言を行う。
- 3 全体会議は、各市町2市1町から求められた場合、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定及び変更について意見をを行う。

(運営会議の設置)

第8条 協議会は、障がい者(児)の福祉に関する課題等を整理し、協議会の方向性や各会議の日程調整、専門部会の追加及び統廃合などの検討を行うため、運営会議を設置する。

- 2 運営会議は、委託相談支援事業者及び市町等で構成する。
- 3 運営会議は、全体会議へ定例会及び専門部会からの活動内容及び課題等について報告する。
- 4 運営会議は、全体会議へ次会計年度の事業計画について報告を行う。
- 5 運営会議は、第15条に定める会計及び監査の結果を行政機関へ報告する。
- 6 運営会議は、全体会議からの提言及び定例会からの地域の課題等について、専門部会へ報告する。

(定例会の開催)

第9条 運営会議は、天草地域の現状及び課題について、天草地域の関係者が情報を共有する機会を確保するため、定例会を設置し、定期的に開催するものとする。

- 2 定例会は、別表2に掲げる団体の中から構成する。
- 3 定例会は、運営会議へ天草地域の現状・課題を集約し報告する。
- 4 定例会は、会議結果や情報共有について個別支援会議等へ報告及び提言を行う。

(専門部会の設置)

第10条 協議会は、次の専門部会(以下「部会」という。)を設置する。

- (1) 児童部会 障がい児又はその疑いのある幼児・児童、及びその保護者に対する、成長、就学、学校生活及び地域生活等に関する課題の検討を行う。
- (2) 就労部会 障がい者の就労(一般就労及び福祉的就労)に関する課題について検討を行う。
- (3) 地域生活部会 在宅、施設入所及び入院等している障がい者が抱える課題について検討を行う。
- (4) 計画相談部会 相談支援専門員の計画作成上の課題解決及び困難事例の情報共有を行い、計画相談支援の質の確保を図る。
- ~~(5) 医療的ケア児部会 医療的ケアが必要な障がい児が抱える課題について検討を行う。~~
- (5) 精神障がい者支援部会 精神障がい者が抱える課題について検討を行う。
- 2 前項に定める各部会は、課題ごとに別表2 自立支援協議会を構成する関係機関に掲げる団体

の中から構成する。

- 3 部会は、委託相談支援事業者が運営する。
- 4 部会は、課題を把握し、解決に向けた検討及び活動を行う。
- 5 部会は、課題の検討結果及び活動内容について運営会議に報告及び提案する。
- 6 部会は、個別支援会議等へ検討結果及び活動内容について報告し、個別支援会議等の実施に際し支援を行う。
- 7 部会は、課題解決に向け事業計画を作成し、運営会議に提出する。

(個別支援会議等の実施)

第 11 条 障がい者（児）、指定相談支援事業者及びサービス事業者等により、個人の課題解決のため個人支援計画の作成及び支援体制の役割分担の調整を行う会議を実施する。

- 2 個別支援会議等により支援上の課題が挙げられた場合、定例会へ報告する。

(事務局)

第 12 条 協議会の庶務は、2 市 1 町の代表市町障がい福祉主管課が事務局となり行う。

(報酬等)

第 13 条 協議会及び部会の委員は、無報酬とする。

(費用の負担)

第 14 条 第 7 条から第 10 条に定める協議会等の開催及び活動に関わる経費は、2 市 1 町で協議して負担する。

(会計監査)

第 15 条 監事は、次項に定める会計年度における協議会の収支について監査を行う。

- 2 会計年度は当該年の 4 月 1 日より開始し、次年の 3 月 31 日までとする。

(委任)

第 16 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成 20 年 2 月 19 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 20 年 7 月 23 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 22 年 8 月 4 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 24 年 2 月 14 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 25 年 2 月 28 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 26 年 3 月 6 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 30 年 2 月 23 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 31 年 2 月 27 日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年 月 日から施行する。

令和2年度 天草地域自立支援協議会 計画相談部会 活動報告

《検討事項》

- ・部会での研修を通して相談支援専門員のスキルアップとネットワーク作りを目指す。

第1回 計画相談部会 令和2年8月20日(木) 15:00～ 天草市民センター展示ホール

- ・平成31年度(令和元年)の計画相談部会・事業報告
- ・地域生活支援拠点整備等について(2市1町から説明)

第2回 計画相談部会 令和2年10月15日(木) 14:00～ 天草市民センター大会議室

- ・制度や事業の理解を深める グループワーク (5班に分かれて意見交換)

第3回 計画相談部会 令和2年12月10日(木) 15:00～ 天草市民センター展示ホール

- ・成年後見制度について 講演会 講師:天草市社会福祉協議会 御所浦支所 山川 裕太氏

第4回 計画相談部会 令和3年2月4日(木)

2月4日の計画相談部会では10月の部会であがった「紹介できていない」や「よくわからない」など認知度が低い制度やサービスについて振り返り、今後、理解を深めるため部会での取り組み等についてのグループワークを予定していたが、新型コロナの感染状況を鑑み、集合しての部会開催は中止。それに代えて、グループワークで検討する内容をアンケートという形で実施。

令和2年度 天草地域自立支援協議会 地域生活部会 活動報告

○精神科病院に長期入院されている精神障がい者の地域生活への移行についての検討・取り組みを行う。

《報告》

- ・令和2年度は新型コロナウイルスの影響で開催することができなかった

《今後の課題・取り組み》

- ・今後は精神障がい者の地域生活への移行について新たな部会を設けさせていただき、議論を継続していく。
- ・精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムを進めていながら地域の体制づくりを行っていく。

令和2年度 児童部会報告

令和2年 4月1日～令和3年3月31日

今年度は2月末からのコロナ禍、及び感染拡大防止の観点から多くの会議体の中止が余儀なくされた。それに伴い各機関との調整は個別で行う事となっている。また予定していた研修等の実施も中止を余儀なくされた。今後の感染状況によっては実施が困難となる事も考えられる。よって今年度の活動は以下の状況に留まっている。今後は会議体の開催形式の検討なども柔軟に検討する事とする。特に児童部会で、課題となっていた障害児相談支援事業所の拡充に関しては、新規事業所 1件(ひまわり)計画相談からの参入 0件に留まった

【児童福祉・障害福祉】

「天草地域療育ネットワーク会議」 主催：天草広域本部 福祉課 4月18日
目的：天草地域に居住する心身障害児(者)に関する福祉、教育、保健、医療などの各種サービス、また重層的な支援体制(県子ども療育センター・発達障害者支援センター等)を総合的に調整、推進し、地域の療育環境を向上させ、天草地域の療育機関との一層の連携と療育環境の向上を図ることを確認した。

「天草市療育体制会議」

- 第1回 令和2年4月13日 天草市役所庁議室
・現状の課題の検討 障害児の通学に於ける課題等
- 第2回 令和2年8月6日 天草市役所庁議室
・行政部会・自立支援協議会児童部会(相談)・通所支援事業所部会の体制作り、方向性の確認
- 第3回 令和2年10月27日 天草市役所庁議室
・各部会報告
・医療的ケア児に関する体制検討
・第6期障害福祉計画・第2機障がい児福祉計画(案)への意見聴取
- 第4回 令和3年2月18日 天草市役所庁議室

「天草圏域療育ネットワーク会議」

昨年度の実績に関しては資料での説明となっている

- 第2回 令和3年3月17日 年度報告

【教育】

- 「天草支援学校・学校運営協議会」 年3回 現在まで開催無し文書協議のみ
- 「巡回相談連絡会」 令和2年9月18日 於：天草支援学校
実績報告と意見交換 令和3年2月1日 於：天草支援学校
巡回相談 延べ(学校からの依頼による参加・30ケース)

【その他地域活動への参画】

「ペアレントメンター事業」 熊本県南部発達障害者支援センター・わるつ

目的：同じ悩みを持つ発達障害児の親として子どもの障がい理解や障がい受容へのサポートを行う。 年4回程程度の研修及び茶話会へのコーディネーターとしての参加

11月7日 上天草市 啓発DVD鑑賞による基礎研修

12月12日 天草市 こころす 基礎研修及び懇談

2月19日 天草市 市民センター

「自立支援協議会・児童部会」

・自主企画 研修会 令和2年8月 国際交流会館ポルト
 発達の道筋について（発達のマイルストーンと障害児の発達の特性）
 中止

・自主企画 研修会 令和2年11月から連続講座
 相談支援専門員・通所支援事業所指導員対象
 応用行動分析連続講座
 中止

研修については今後リモートでの実施での開催を検討する。開催未定

- ・包括センターからの介入の依頼に対応 3件
- ・その他個別の困難事例に関しては、各ケースに対応し訪問・個別支援会議開催
- ・天草市要保護児童対策地域協議会実務担当者会議に関しても同様
 中央児童相談所・SSWからの依頼により随時参加 6人 延べ18回
- ・こころすから依頼1件 令和3年3月17日（療育相談）
- ・保健センターから依頼1件 令和3年3月23日（療育相談）

就学移行支援

実施事業所

相談支援事業所（3事業所） ピースバイピース 同 ライフ 同 リンク

就学移行支援 教育相談等

- ・就学移行支援 学校訪問同行、及び拡大ケース会議開催
 保育所等で来年4月の学校入学予定者の進学先の決定に係る相談・支援（同行等）

4～ 2月末までの支援件数

事業所名	上天草市	天草市	苓北町	計
ピースバイピース	6	29	3	38
リンク	0	6	0	6
ライフ	0	4	0	4
計	6	39	3	48

令和2年度 天草地域自立支援協議会 就労部会部会 活動報告

【高次機能障害研修会】(令和2年4月)

熊本障害者職業センターより、高次機能障害についての勉強会を天草圏域で実施したいとお話を頂き、就労部会にて企画、実施に向けて検討している。当初、8月開催を目指し調整を行うが、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり順延となっている。今後については、コロナウイルスの状況を考慮しながら、開催に向けて調整を行っていく。

【今後の就労部会の活動について意見交換会】(令和2年7月8日)

社会福祉法人あまくさ福祉会 統括施設長 長山氏(就労系の代表)との意見交換会を行う

1、研修会等の実施

研修会

- ・意見交換会(支援の過程での困りごとなどの意見交換)※横との繋がりも大切
- ・販促会を実施した際のポップの書き方や商品の展示方法など

※開催時間等に関しては、事業所の送迎時間やスタッフ人員等を考慮し、18時以降の開催がよいのではないか

自立支援協議会と一緒に即売会などを企画、実施し、相談コーナー等を取り入れることで、サービスの紹介や気軽な相談の場として周知を図る

- ・他圏域と比較した上で天草圏域の就業・生活支援センターの動きとして、協力関係ができていないのか疑問に感じる。今後、就業・生活支援センターを中心に関係機関で役割を再確認し、協力連携を図っていくことも必要かと思われる。
- ・天草圏域の企業に対して福祉サービス事業所の活動や取り組みを知って頂く場を設け、啓発活動を行っていく事が必要と思われる。

※平成23年7月以降、企業説明会〈障がい者雇用説明会〉を開催していないので、中長期的に開催の準備等を進めていく

上記のご意見を頂いており、今後の部会活動の取り組みとして関係事業所様との連携を図りながら検討していく。

【企業説明会、3R事業について】(令和2年11月5日)

前回の説明会実施後、アンケートを募り、賛同頂いた7事業所を対象に、生産工程の中で協力いただける事を具体的に知り、試験的に行っていく場を調整していく。試作品の開発などを目指していきたい。

参加者：株式会社エムズ前田氏、夢の架けはし、ワークNOM、天草きぼうの家、障がい者支援センターぴゅあ、地域生活支援センターグリーン(A・B代表事業所)、天草圏域自立支援協議会就労部会

○各事業所のできる作業

- ・夢の架けはし・・・糸入り作業後の分解と脱色。
- ・ぴゅあ・・・・・・・・糸入り作業後の分解。
- ・ワーク NOM・・・裁断、縫製作業。
- ・天草きぼうの家・・・ワンポイントで貼り付け作業。
- ・グリーン・・・・・・・・シール貼り。完成後の糸切り。

○テスト作業日

- ・夢の架けはし・・・11月11日 10：30～団服の分離作業と脱色を実施。
- ・ワーク NOM・・・11月26日 16：00～型紙を付けての裁断。試し縫い。

※上記事業所にて、テスト作業を実施する。他の事業所にも会議内容、見学日程について報告、ご案内している。

※「30000本ツリープロジェクト」についても、説明会を持ちたいとのご要望を頂いており、日程調整をし説明会の開催を検討している。

【企業説明会、30000本ツリープロジェクト事業について】（令和2年12月18日）

- ・前回の説明会実施後、賛同頂いた事業所を対象に今回の取り組み等について説明を頂いている。
- ・今後は、定期的に会議の場を設け、具体的な内容を決定し、取り組んでいく（2ヵ月に1回程度）
- ・誰もが買いたくなる、飾りたくなる、欲しくなる、プレゼントしたくなるような商品作り（ツリーやオーナメント、植樹用のナンバープレートなど）
- ・クラウドファンディングやふるさと納税等の利用も検討していく。

※新型コロナウイルス感染拡大により、会議等の開催が出来ていない。